

「自殺のない地域社会づくり」に向けた自殺予防普及啓発事業業務仕様書

1 目的

本県の自殺者数は、平成30年が204人と、前年と比べて5人増加し、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）も19.0と、前年（18.4）と比べて0.6ポイント増加している状況である。また、本年度は新型コロナウイルス感染症拡大にともなう生活への不安等から自殺者数の増加が危惧される。

このような中、更なる自殺者数の減少を図り、最終的に「自殺のない地域社会づくり」を実現するためには、今後も継続して自殺対策へ取り組む必要があり、その中でも、自殺予防に関する普及・啓発活動が特に重要と考える。

このため、県民全体が、将来、自殺という悲惨な状況に追い込まれることがないように、自殺予防週間（9月10日～16日）から自殺対策強化月間（3月）を中心に、自殺予防や精神疾患に関する正しい知識の啓発や相談窓口等の分かりやすい情報発信を、テレビ・ラジオ、インターネットなどの様々な媒体を通じて実施することにより、県全体が自殺予防に取り組む気運を醸成する。

2 業務を委託する期間

契約の日から令和3年3月31日まで

3 委託料

4,176,500円（消費税及び地方消費税額379,681円を含む）を上限とする。

なお、支払は、概算払いとする。

4 業務の内容

（1）県民向けの自殺予防・普及啓発事業

ア ワンストップ相談会

弁護士や臨床心理士など幅広い専門家が参加し、県民の様々な悩みの相談を無料で受け付ける対面型相談会を開催する。

（実施日）自殺予防週間（9月10日～16日）と自殺対策強化月間（3月）の期間中における各1日

（実施場所）9月：宮崎県立図書館、3月：ハローワークプラザ宮崎

（その他）・会場の確保や相談機関との連絡調整は、県において行う。

・相談会の事前の広報や会場設営（パーティション持ち込み）、当日の運営、相談機関に対する謝金の支払い等については、受託者にて行う。

※ チラシ等を作成し、県民への周知を図ることも検討すること。

【昨年度の開催例】

・自殺予防週間（9月10日～16日）

日 時：令和元年9月15日（日）午前10時半から午後4時まで

場 所：県立図書館

相談機関：宮崎県弁護士会、宮崎県司法書士会、宮崎県看護協会、
宮崎県公認心理士・臨床心理士会、宮崎県精神保健福祉士協会、
宮崎自殺防止センター

相談者数：22名（相談件数24件）

その他：・相談機関への謝金1団体につき31,000円。会場費無料。

・パーティション設営（持ち込み）、相談員への弁当配布

・自殺対策強化月間（3月）

日 時：令和2年3月14日（土）午前10時半から午後4時まで

場 所：ハローワークプラザ宮崎

相談機関：宮崎県弁護士会、宮崎県司法書士会、宮崎県看護協会、
宮崎県公認心理士・臨床心理士会、宮崎県精神保健福祉士協会、
宮崎自殺防止センター

相談者数：6名（相談件数8件）

その他：・相談機関への謝金1団体につき31,000円。会場費無料。

・パーティション設営（持ち込み）、相談員への弁当配布

イ 相談窓口のリーフレット作成

「悩みごと一斉相談」に係る相談窓口紹介リーフレットの作成（9月・3月）

（仕様等）A3見開き カラー印刷 4,000部×2回

（その他）リーフレットに掲載する相談窓口との連絡調整は、県が行う。

ウ 自殺予防週間及び自殺対策強化月間ポスター等の発送

（実施時期）9月（自殺予防週間）及び3月（自殺対策強化月間）

（実施内容）啓発ポスター等資料の袋詰め及び発送

（その他）啓発ポスターの資料、送付先住所のデータ（各1,200カ所程度）

及び封筒については、県で用意する。

エ メディア等を利用した啓発 ※パブリシティー関係

- ① テレビ・ラジオ番組での啓発
- ② 新聞。雑誌等紙媒体による啓発
- ③ インターネットでの啓発
- ④ その他（大型商業施設内での館内放送等）

(2) 若年層、働き盛り世代等、自殺ハイリスク者を対象とする自殺予防普及啓発事業

ア 啓発グッズ等の作成及び配布

自殺予防ポータルサイト「ひなたのおせっかい」や若年層向けホームページ「宮崎こころの保健室」の紹介や QR コードを表示した啓発グッズ等を作成し、コンビニエンスストア、娯楽施設や商業施設等、若者や働き盛り世代が足を運びそうな場所に配布する。

イ テレビ・ラジオ、インターネット等を活用した広告等による啓発

自殺の現状や「うつのサイン」への気づき、診療・相談の大切さについて啓発を行うとともに、当課ツイッターアカウント「ひなたのおせっかい」を活用するなどして、自殺予防ポータルサイト「ひなたのおせっかい」、若年層向けホームページ「宮崎こころの保健室」に繋げる広告及び仕掛けを実施する。

5 成果報告書の作成

- ・成果報告書一式（電子データ及び紙媒体）

6 業務遂行上の注意事項

- (1) 委託業務の遂行にあたり疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、県と十分協議を行うこと。
- (2) 当事業は、国の地域自殺対策強化交付金を活用した事業であるため、業務完了後に会計検査等への対応が生ずる場合がある。